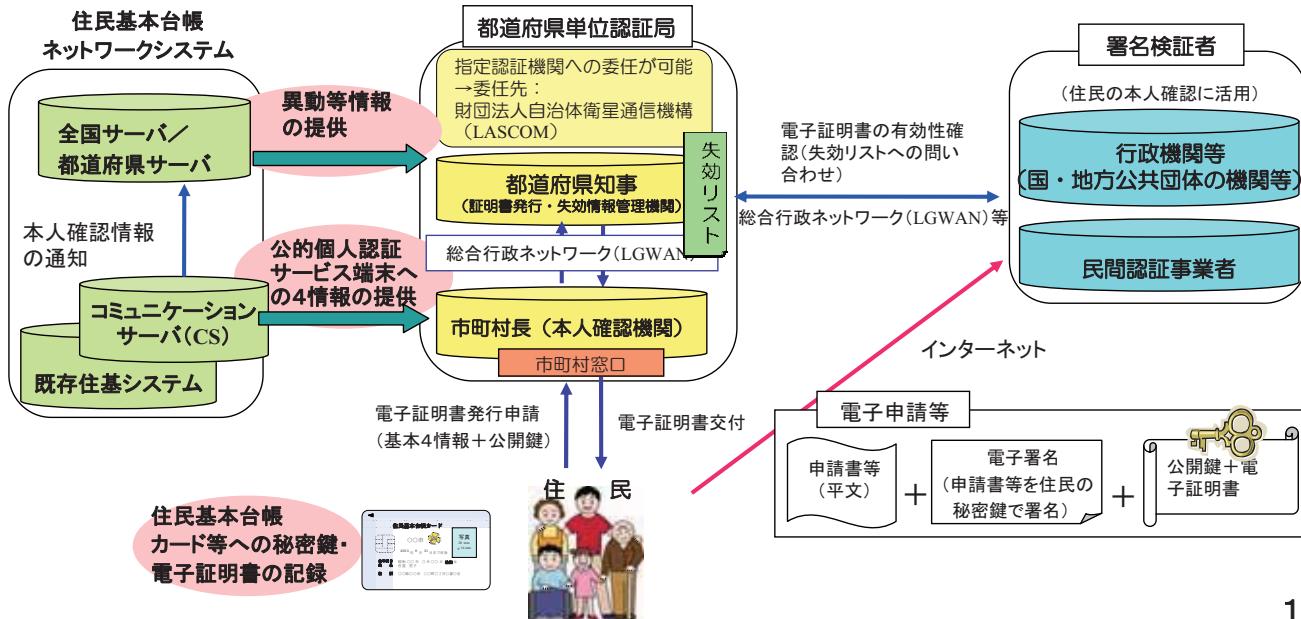


公的個人認証サービス

参考資料4

- オンラインでの行政手続等における本人確認のためのしくみ。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約113万件（2009年3月）



1

公的個人認証サービスの特長

1. 厳格な本人確認
 - ・本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
 - ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。
2. 電子証明書の用途
 - ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、不動産の登記等
 - ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。
3. サービス利用に必要な費用
 - (電子申請を行う住民)
 - ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口に支払う。
 - ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダライタを別途、準備する必要。
 - (失効情報の提供を受ける署名検証者)
 - ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。
4. 電子証明書の格納媒体
 - ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
 - ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。
5. 二重発行の禁止
 - 電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。
6. 電子証明書の発行件数
 - 平成21年3月末現在で、約113.3万件。

2

公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

セキュリティ面	<ul style="list-style-type: none">◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適
運用面	<ul style="list-style-type: none">◆公的主体（地方公共団体が自ら運営）による認証基盤として5年間の安定運用実績◆既存の基盤・法制度（公的個人認証法）の利活用による迅速なスタート◆既存設備等（センタ、全国の市区町村窓口）が利用可能

- 電子証明書のhcRoleに保健医療福祉分野の国家資格を格納している。
- 電子署名を付与することで、個人の証明と国家資格保有の証明が同時にできる。
- つまり、保健医療福祉分野における資格を証明することができる公開鍵基盤。

HPKIでターゲットされる国家資格

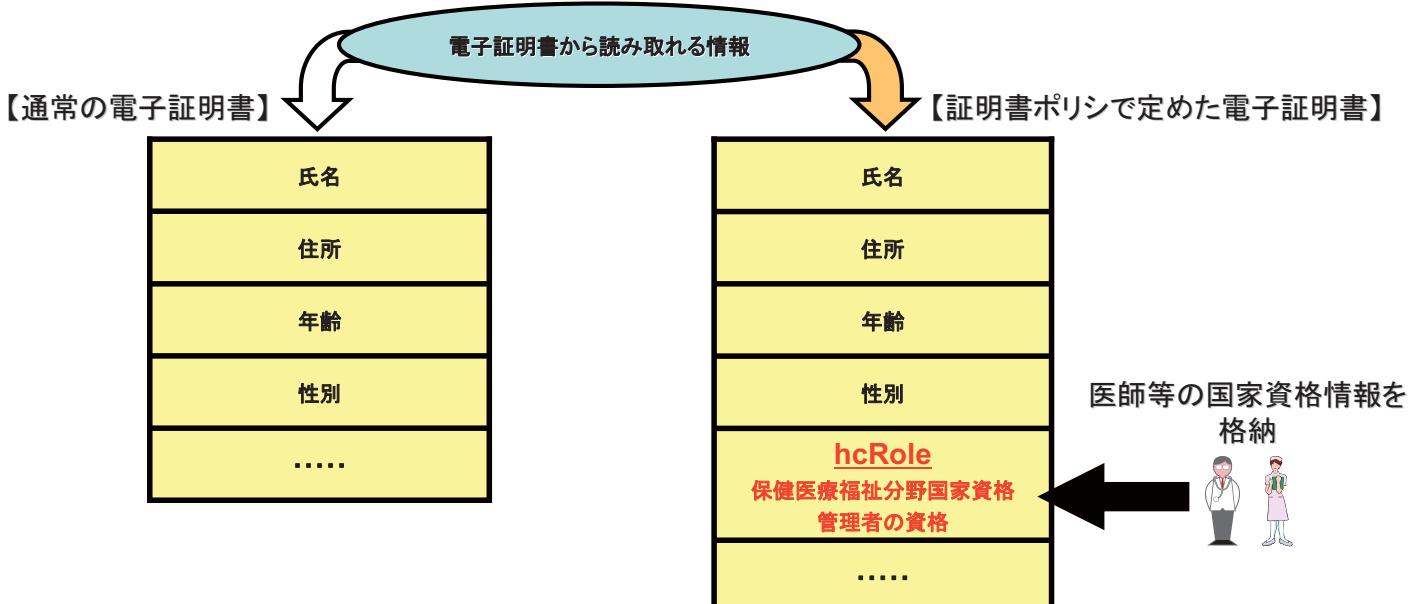
資格名（国家資格、25資格）	
医師	管理栄養士
歯科医師	社会福祉士
薬剤師	介護福祉士
臨床検査技師	救急救命士
診療放射線技師	精神保健福祉士
看護師	臨床工学技師
保健師	あん摩マッサージ指圧師/はり師/きゅう師
助産師	歯科衛生士
理学療法士	義肢装具士
作業療法士	柔道整復師
視能訓練士	衛生検査技師
言語聴覚士	介護支援専門員
歯科技工士	
資格名（医療機関の管理責任者）	
病院長	
診療所院長	
管理薬剤師	
その他の保健医療福祉機関の管理責任者	

1

HPKIの特徴

電子証明書の中に『保健医療福祉分野の国家資格』と『医療機関等の管理者の資格』の情報を格納するように規定

電子証明書自体に保健医療福祉分野で必要な資格を埋め込み、証明書だけで資格を証明



2